

令和 3 年度立入検査要綱等の改正

1 医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱

【要綱の改正を要する主要素】

● 放射線診療従事者等の被ばく防止（施行規則第 30 条の 18 第 2 項第 1 号）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 81 号）が令和 2 年 4 月 1 日に公布され、このうち、放射線診療従事者等の被ばく防止に関する規定については令和 3 年 4 月 1 日に施行されることになったことによる改正。

（改正内容）

●放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知

- ・ 現在実施している外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 18 第 1 項に規定する放射線診療従事者等に対して適切に実施しているか確認
- ・ 外部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項第 2 号に基づき、放射線測定器を適切な位置に装着して実施しているか確認